

第1章

前橋市の緑の特徴と課題

- 1 前橋らしい緑の特徴と現況
- 2 計画改定の背景
- 3 前計画の評価と計画改定の視点

第1章 前橋市の緑の特徴と課題

1 前橋らしい緑の特徴と現況

1-1 前橋市を特徴づける緑

(1) 自然条件からみた緑

市街地を取囲む広大な田園部から赤城山につながる緑

前橋市の地形は、赤城山と利根川の活動によりつくられた北部の「赤城火山南麓」の斜面、中央部の「広瀬川低地」、南部の「前橋台地」と榛名山東部の「榛名火山東麓」により形成されています。

赤城山頂付近には「自然林（ミズナラ群落・シラカバ純林）」や赤城神社周辺の松並木、樹齢千年以上のスギ樹林地など貴重な自然が残されています。

また、赤城山につながる緩傾斜地は、小河川、水田、樹林が数多く点在する優れた農林業地となっています。



赤城神社のたわら杉



赤城神社周辺の松並木



赤城山につながる斜面の緑



神沢の森の紅葉

■緑の特性図



「水のまち」を育んできた豊かな水環境

前橋の代表的な河川である利根川・広瀬川、赤城山麓の田畑を潤しながら流れる桃ノ木川・赤城白川・粕川・荒砥川、歴史的な農業用水である天狗岩用水・五千石用水・大正用水等、前橋市には豊かな水環境があります。

その中でも、広瀬川は「水と緑と詩のまち」のシンボルで、かつては生糸など農産物を運ぶ水運にも利用されてきました。この郷土の詩人たちに愛され、市民の生活と密着した広瀬川は、「疎水百選^{*}」の一つにも選ばれています。

その他市内には、粕川上流に位置する不動大滝等の滝、農業用ため池等数多くの水辺があります。

また、桃ノ木川・赤城白川は、沿川住民により水辺の環境管理（草刈等）が行われ、緑と一体となった親水性の高い水辺が形成されています。

さらに利根川沿及び桃ノ木川沿にはサイクリングロードが整備され、市民のレクリエーションに利用されています。



利根川



広瀬川

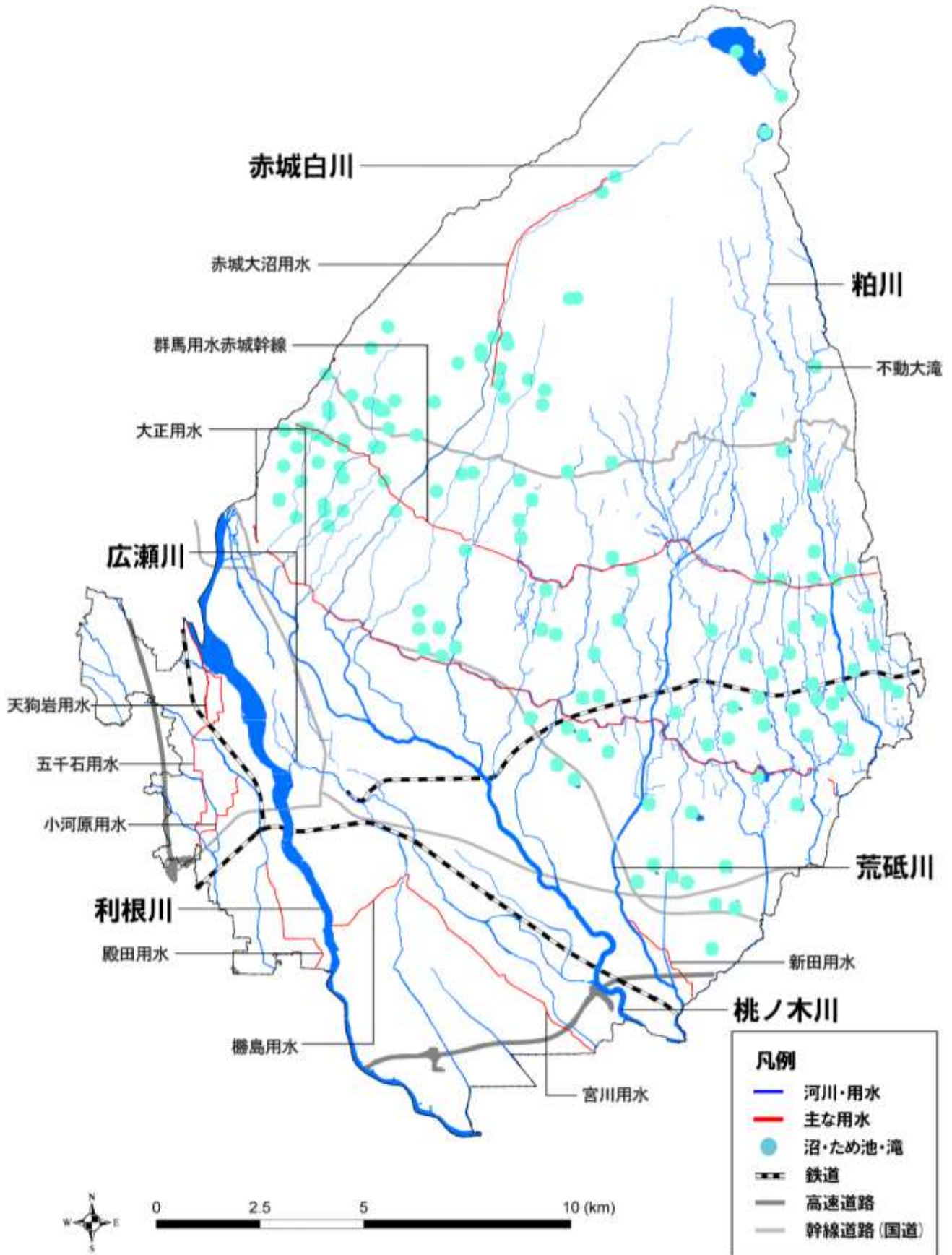


桃ノ木川取水口付近



ため池

■水系・河川図



(2) 歴史的変遷からみた緑

古墳の緑・社寺林^{*}・開墾の歴史を伝える農業用水

前橋市には、群馬県下の約1割の古墳があります。古墳は市街地南部、東部、西部にかけて分布しており、現在そのいくつかは大室公園など公園内に整備されています。また、総社神社の社叢^{しやそう}ケヤキ(市指定天然記念物)、城下の守りとして配置された龍海院のサクラなど、城下町の名残として市内に点在する社寺境内地の緑は、地域固有の風土を形成する貴重な緑として残されています。同じく、江戸時代の土木遺産として天狗岩用水、五千石用水などがあります。



大室公園の古墳



赤城神社

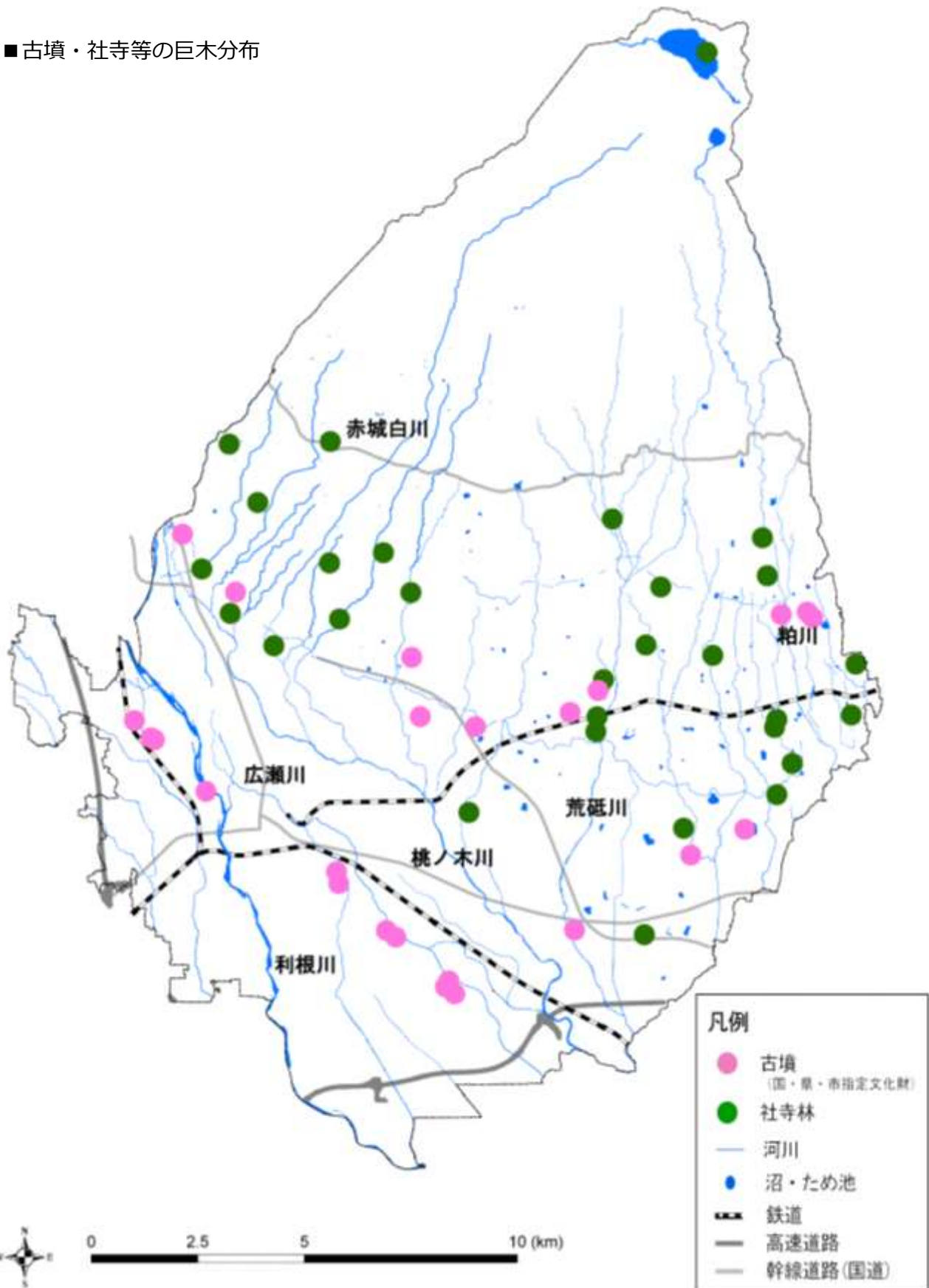


天狗岩用水



龍海院のサクラ

■古墳・社寺等の巨木分布



明治時代から始まる公園整備と戦災復興の一環として整備された街路樹

明治 38（1905）年本市初の公園である前橋公園が、日露戦役記念を兼ねて設置され、大正 11（1922）年には利根川河畔の松林に覆われた敷島公園が設置されました。その後、前橋公園は昭和 17（1942）年、敷島公園は昭和 26（1951）年に都市計画公園として決定されました。

また、戦災復興事業の一環として児童公園整備と並行し、前橋駅から県庁をつなぐ「ふるさとのケヤキ並木」、市内中央部を流れる広瀬川沿いの「広瀬川河畔緑地」など、まちの骨格となる街路樹の植栽も計画され、殺風景な焼け跡にあざやかな緑が添えられました。なお、国道 50 号沿いの並木は、昭和 60～62（1985～1987）年の電線地中化に合わせ、ユリノキ、プラタナスからケヤキへ植え替えられました。また、「ふるさとのケヤキ並木」は「広瀬川河畔緑地」とともに、手づくり郷土賞^{ふるさとしょう}を受賞しています。



広瀬川河畔緑地



敷島公園

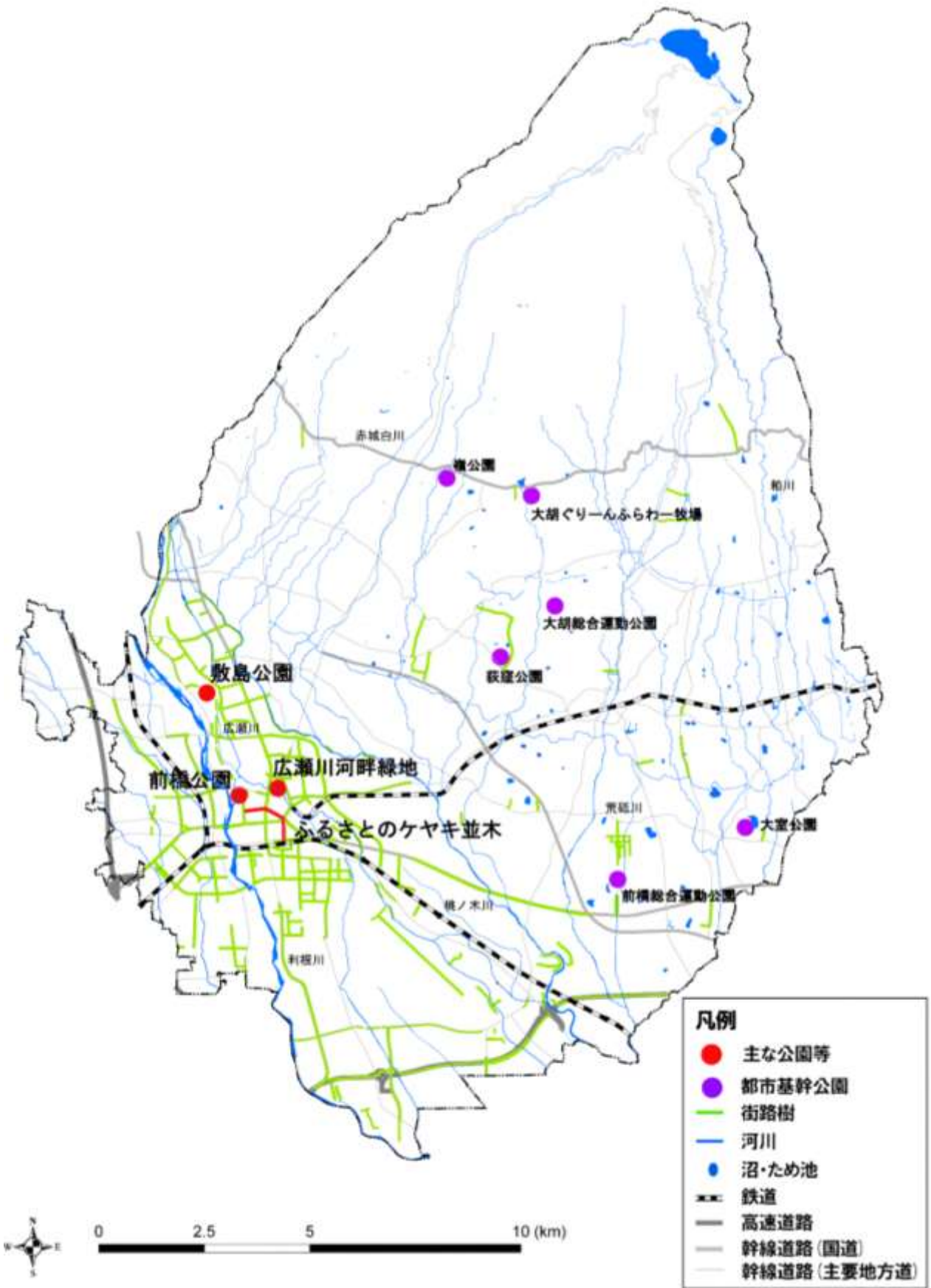


ふるさとのケヤキ並木※



前橋公園

■ 主な公園・街路樹位置図



(3) 農の緑

市街地周辺に広がる農の緑

農村部では、古くからの農家に残る屋敷林[※]、冬に吹きつけるからっ風から家を守る「かしぐね」が見られます。これらは、自然の特性に配慮し形成された農の緑です。

また、赤城山麓斜面の大胡、宮城、粕川、富士見地区等に広がる緩傾斜地は、点在する樹林地や畑、小河川に沿って帯状に分布する水田などが見られる優れた農林業地です。



緩傾斜地の田、樹林



かしぐね[※]



大胡ぐりんふらわー牧場



ぐんまフラワーパーク

(4) 市民活動により守り、育まれる緑

長い歴史をもつ市民活動により守り、育まれてきた緑

昭和 29（1954）年、敷島公園に前橋市最初の公園愛護会が「自分達の公園は、自分達で守る」ことを主旨に結成されました。令和 4（2022）年現在、会数は 385 団体となり、ほぼ全ての住区基幹公園^{*}で清掃や除草、花壇づくり等の日常的な公園管理活動を行っています。

また、みやぎ千本桜の森に約 15 万株の芝桜を市民が植栽する市民活動、赤城白川沿い細井小学校前の緑地空間を、子供達が水とふれあえる学びの場・遊びの場とするため、行政と市民とが連携して実施された「水辺の^{がっこう}楽校」^{*}、粕川町室沢地区の棚田を活用した都市住民との交流と棚田の維持・保全などが行われてきました。



みやぎ千本桜の森 芝桜の植栽



赤城白川の「水辺の楽校」



「前橋市まちを緑にする会」の活動（写真左：記念樹配布、写真右：「花と緑の講習会」）

■ 緑化行政に関する表彰等の一覧

受賞年月日	名 称	表 彰 等	受 賞 者
昭和58.11.18	第1回潤いのあるまちづくり	自治大臣表彰	前橋市
昭和59.10.18	第4回緑の都市賞 「水と緑の健康都市、その10年」	建設大臣賞	前橋市
昭和60. 5.24	昭和60年度 緑化推進運動功労者表彰	内閣総理大臣表彰	前橋市公園愛護会連合会
昭和60. 6.27	群馬県都市計画まちづくり功労者表彰	群馬県知事表彰	前橋市まちを緑にする会
昭和60.11.25	'85国際森林年群馬県環境緑化コンクール 市道の緑化部門 「前橋駅南口線」	特選	前橋市
昭和61. 7.10	第1回手づくり郷土賞 「ふれあいの水辺」部門 「広瀬川河畔緑地、緑道」	建設省	前橋市
昭和62. 7.14	第2回手づくり郷土賞 「ふれあいの並木道」部門 「ふるさとのケヤキ並木」	建設省	前橋市
昭和63. 6.16	群馬県都市計画まちづくり功労者表彰	群馬県知事表彰	前橋市
昭和63. 6.28	昭和63年度 緑化推進運動功労者表彰	内閣総理大臣表彰	前橋市
平成 1. 3.31	第4回経済同友会 美しい都市づくり賞 「馬場川遊歩道公園」	建設大臣賞	前橋市
平成 1. 7.28	日本の都市公園100選 「敷島公園」	(社)日本公園緑地協会	群馬県・前橋市
平成 2. 4.23	第1回「みどりの愛護」功労者表彰	建設大臣賞	前橋市まちを緑にする会
平成 3.12.16	第2回緑のデザイン賞 「平成大橋の詰所緑地」	緑化大賞	前橋市
平成 4.11.13	第2回花のまちづくりコンクール	建設省都市局長賞	前橋市
平成 6.11.30	読売新聞創刊百二十周年記念企画	新・日本街路樹百景	前橋市
平成 6.12. 1	第18回群馬県環境緑化コンクール 市町村部門 「道路の緑化」 「みずき通り」 「大友町西通り線」	優秀賞 優良賞	前橋市
平成 8. 3.22	「水の郷百選」認定	国土庁	前橋市
平成 8.11.21	第6回花のまちづくりコンクール	建設大臣賞	前橋市
平成17.12. 8	第20回手づくり郷土賞 「大賞」部門 「広瀬川河畔緑地、緑道」	国土交通省	前橋市
平成18.10.27	都市公園法施行50周年記念事業 日本の歴史公園100選 「大室公園」	(社)日本公園緑地協会	前橋市

1-2 緑の現況

(1) 緑被の現況

都市計画区域全体の緑被面積は 54.83%

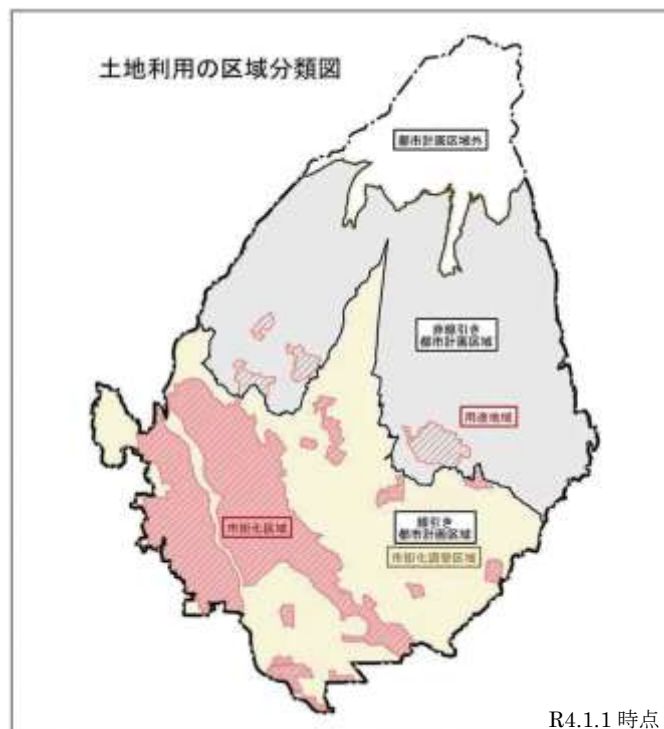
平成25(2013)年3月末現在の都市計画区域22,731haの緑被面積は12,463.8ha、緑被率は54.83%となっています。

種類別にみると、畑の面積が最も多く5,547.1ha、緑被率は24.40%となっており、以下、水田、その他・山林自然地が続きます。

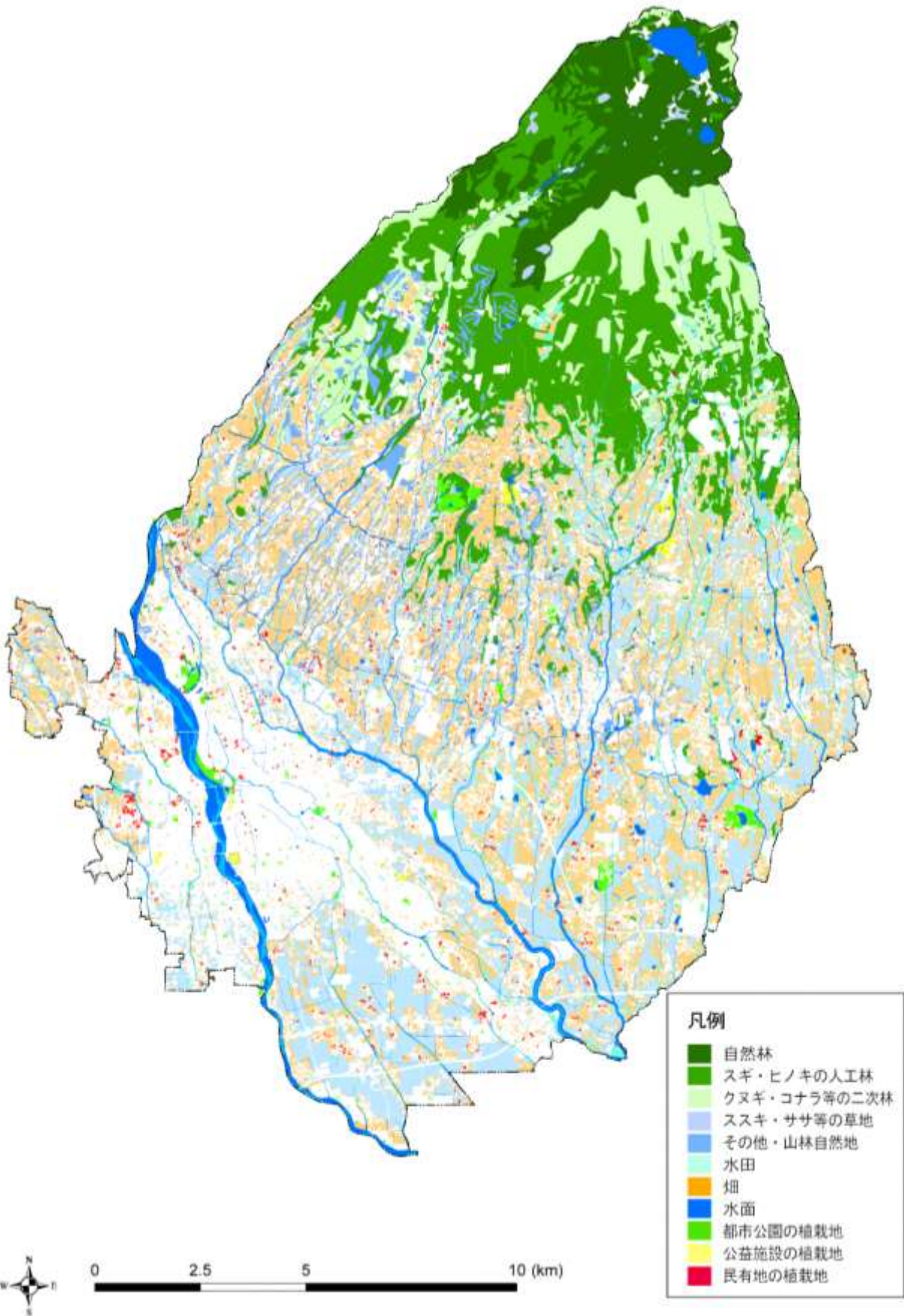
■ 緑被現況

	市街化区域※		市街化調整区域※		用途地域 ※		白地地域※		都市計画区域※計	
	面積(ha)	緑被率(%)	面積(ha)	緑被率(%)	面積(ha)	緑被率(%)	面積(ha)	緑被率(%)	面積(ha)	緑被率(%)
自然林	2.54	0.05	66.86	0.68		0.00		0.00	69.40	0.31
スギ・ヒノキの人工林	1.84	0.04	207.14	2.11	4.71	0.86	334.70	4.49	548.39	2.41
クスギ・コナラ等の二次林	0.95	0.02	53.86	0.55	4.67	0.86	87.35	1.17	146.83	0.65
ススキ・ササ等の草地	6.22	0.13	50.13	0.51		0.00	5.33	0.07	61.68	0.27
その他・山林自然地	116.72	2.37	755.94	7.71	39.49	7.23	493.66	6.63	1,405.81	6.18
水田	153.40	3.11	2,372.53	24.20	39.79	7.29	1,201.64	16.13	3,767.36	16.57
畑	280.00	5.68	2,607.66	26.60	104.48	19.14	2,555.00	34.29	5,547.14	24.40
水面	64.89	1.32	265.13	2.70	13.11	2.40	136.23	1.83	479.36	2.11
都市公園植栽地	67.18	1.36	191.46	1.95		0.00	4.47	0.06	263.11	1.16
公共施設植栽地	10.07	0.20	2.67	0.03	0.07	0.01	29.36	0.39	42.17	0.19
民有地植栽地	32.38	0.66	66.73	0.68	0.51	0.09	32.91	0.44	132.53	0.58
合計	736.19	14.93	6,640.11	67.73	206.83	37.88	4,880.65	65.50	12,463.78	54.83

■ 土地利用の区域分類図 (都市計画図より抜粋)



■緑の現況図



(2) 緑地の現況

①市街地面積に占める緑地（率）は9.39%

②都市計画区域の住民一人あたりの都市公園等^{*}の面積は20.31㎡

①概況

令和4年1月1日時点の都市計画区域（27,474ha）の緑地面積は9,435.72haで、都市計画区域全体の34.3%を占めています。

また、市街地面積（市街化区域^{*}+用途地域, 5,505ha）の緑地面積は516.95haで、市街地面積の9.39%を占めます。

②都市公園・公共施設緑地・民間施設緑地の整備状況

施設緑地に位置づけられる、都市公園（都市公園法で規定するもの）、公共施設緑地（サイクリングロード、児童遊園、運動場、学校、公共公益施設、その他）、民間施設緑地の合計は、都市計画区域全体で1,026箇所、面積で734.31haとなっています。

住民1人あたりの都市公園等の面積は、都市計画区域で20.31㎡/人となっています。

③地域制緑地の現況

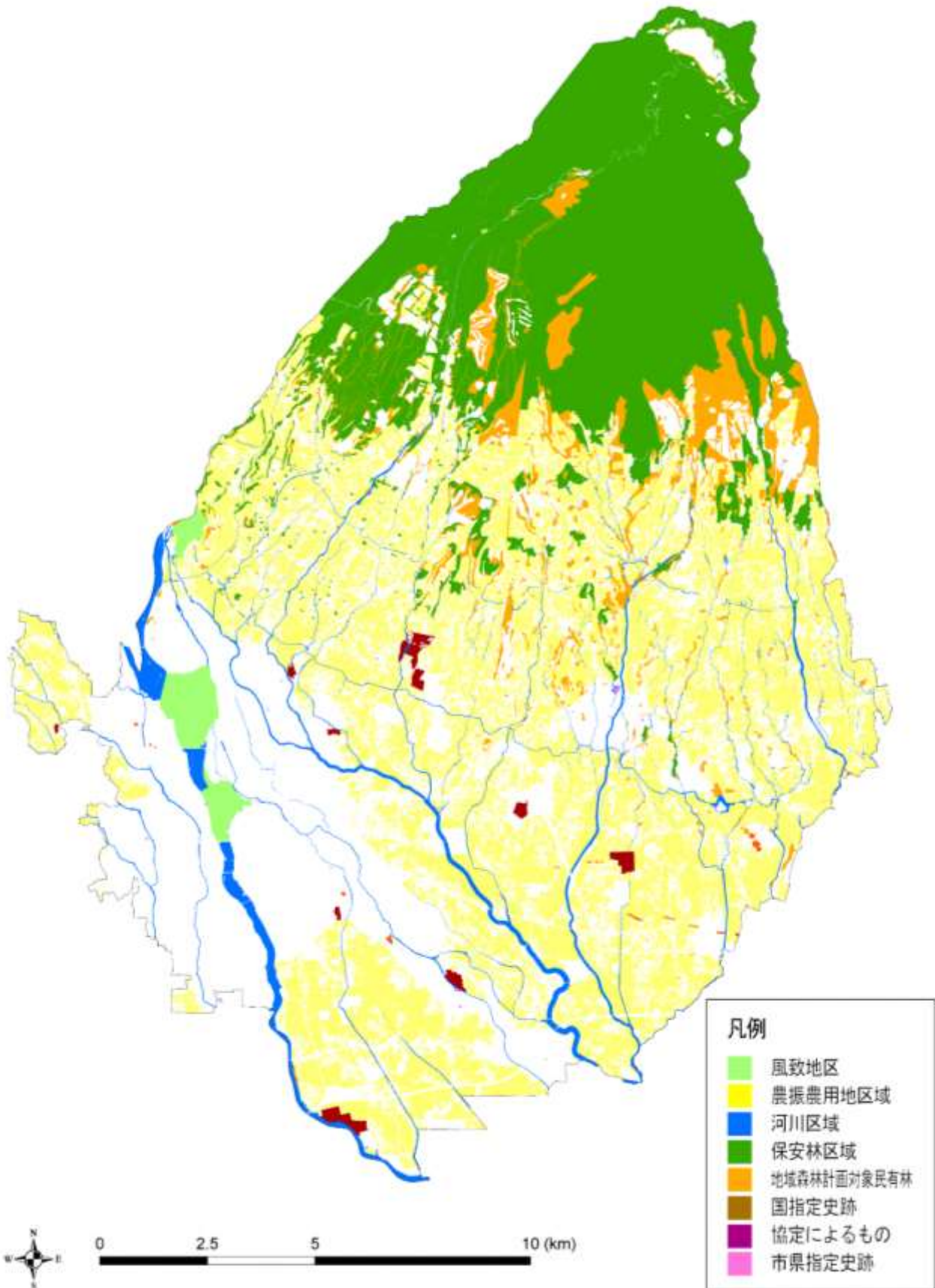
地域制緑地は、風致地区、農振農用地区域^{*}、河川区域、保安林^{*}、国指定の史跡など法の指定を受けているものや、緑化協定^{*}など協定により指定されるもの、県・市指定史跡や緑地条例など条例により指定されるものがあり、これらの合計は都市計画区域全体で8,947.81haとなっています。

■緑地総括表

区域 緑地種別	市街化区域		市街化調整区域		用途地域		白地地域		都市計画区域計		市街地(市街化+用途)	
	整備量		整備量		整備量		整備量		整備量		整備量	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
街区公園	266	50.18	23	3.69	10	2.23	22	6.99	321	63.09	276	52.41
近隣公園	24	36.70					6	6.71	30	43.41	24	36.70
地区公園	2	6.30	4	17.40			2	11.20	8	34.90	2	6.30
住区基幹公園 計	292	93.18	27	21.09	10	2.23	30	24.90	359	141.40	302	95.41
総合公園	1	7.19	2	62.91			1	15.40	4	85.50	1	7.19
運動公園	1	37.60	3	52.70			1	9.40	5	99.70	1	37.60
都市基幹公園 計	2	44.79	5	115.61	0	0	2	24.80	9	185.20	2	44.79
①基幹公園 計	294	137.97	32	136.70	10	2.23	32	49.70	368	326.60	304	140.20
風致公園									0	0.00	0	0.00
動植物公園									0	0.00	0	0.00
歴史公園	1	0.25					1	0.25	2	0.50	1	0.25
墓園			1	55.30					1	55.30	0	0.00
その他									0	0.00	0	0.00
②特殊公園 計	1	0.25	1	55.30	0	0.00	1	0.25	3	55.80	1	0.25
広場公園									0	0.00	0	0.00
広域公園									0	0.00	0	0.00
緩衝緑地									0	0.00	0	0.00
都市緑地	37	8.57	15	3.70	1	0.26	3	0.98	56	13.51	38	8.83
緑道	2	1.50							2	1.50	2	1.50
都市林									0	0.00	0	0.00
国の設置によるもの									0	0.00	0	0.00
③広域公園等 計	39	10.07	15	3.70	1	0.26	3	0.98	58	15.01	40	10.33
■都市公園 計	334	148.29	48	195.70	11	2.49	36	50.93	429	397.41	345	150.78
公共施設緑地	96	54.84	63	113.27	5	2.02	63	110.27	227	280.40	101	56.86
■都市公園等 計	430	203.13	111	308.97	16	4.51	99	161.20	656	677.81	446	207.64
民間施設緑地	129	14.26	172	30.48	11	1.25	58	10.51	370	56.50	140	15.51
※条例による施設緑地									0	0.00	0	0.00
■施設緑地 計	559	217.39	283	339.45	27	5.76	157	171.71	1026	734.31	586	223.15
緑地保全地区									0	0.00	0	0.00
風致地区	2	152.18	3	169.07					5	321.25	2	152.18
農振農用地区域				4,792.20				2,077.88	0	6,870.08	0	0.00
河川区域		101.39		646.33		12.17		146.97	0	906.86	0	113.56
保安林区域				71.00		1.63		239.18	0	311.81	0	1.63
地域森林計画対象民有林		0.81		258.19		10.09		280.21	0	549.30	0	10.90
史跡指定	5	2.65	9	10.83			1	0.02	15	13.50	5	2.65
その他法によるもの 計	5	104.85	9	5,778.55	0	23.89	1	2,744.26	15	8,651.55	5	128.74
法によるもの 計	7	257.03	12	5,947.62	0	23.89	1	2,744.26	20	8,972.80	7	280.92
協定によるもの	10	84.89	3	14.51					13	99.40	10	84.89
条例等によるもの	11	1.82	12	3.8	3	1.96	13	3.00	39	10.58	14	3.78
小 計	28	343.74	27	5,965.93	3	25.85	14	2,747.26	72	9,083	31	369.59
■地域制緑地間の重複		3.14		130.26		0.01		1.56	0	134.97	0	3.15
■地域制緑地 計		340.60		5,835.67		25.84		2,745.70	0	8,947.81	0	366.44
■施設・地域制緑地間の重複		72.59		165.26		0.05		8.50	0	246.40	0	72.64
□緑地合計		485.4		6,009.86		31.55		2,908.91	0	9,435.72	0	516.95
人 口 (人)		197,727		78,043		12,287		45,670		333,727		210,014
面 積 (ha)		4,958		9,776		547		12,193		27,474		5,505
緑地の割合 (%)		9.8		61.5		5.8		23.9		34.3		9.4
都市公園の1人当たり面積 (㎡/人)		7.50		25.08		2.03		11.15		11.91		7.18
都市公園等の1人当たり面積 (㎡/人)		10.27		39.59		3.67		35.30		20.31		9.89

データは平成24年度時点。ただし人口は令和3年9月30日時点、公園の箇所数、面積、都市計画区域面積は令和4年1月1日時点を使用。

■地域制緑地現況図

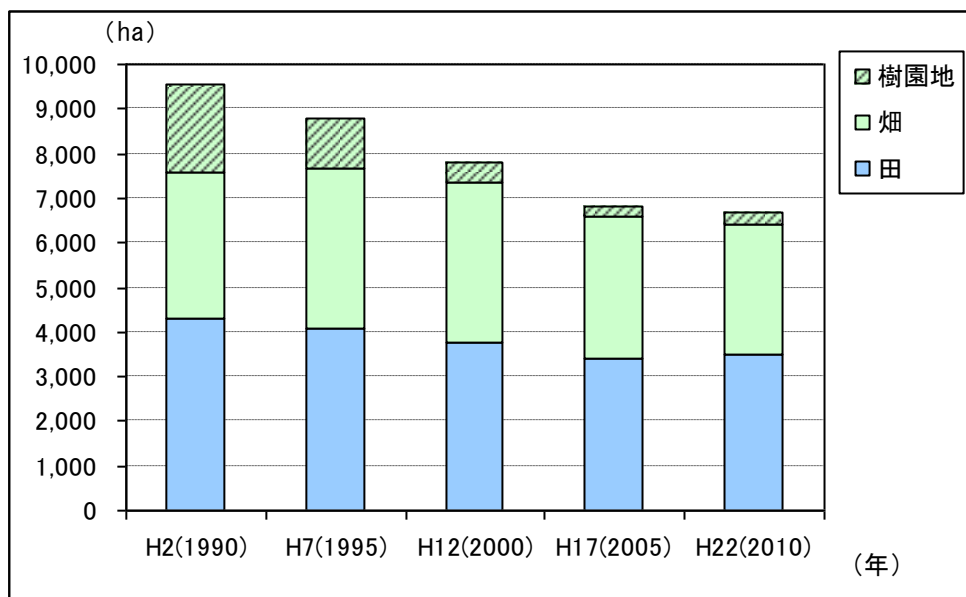


④農地・樹林地の現況

農地（経営耕地[※]）面積及び林野面積の推移（平成 21（2009）年の富士見村との合併以前の面積は旧前橋市、旧富士見村の合計）を見ると、農地については減少傾向にあり、特に樹園地の減少が目立ちます。

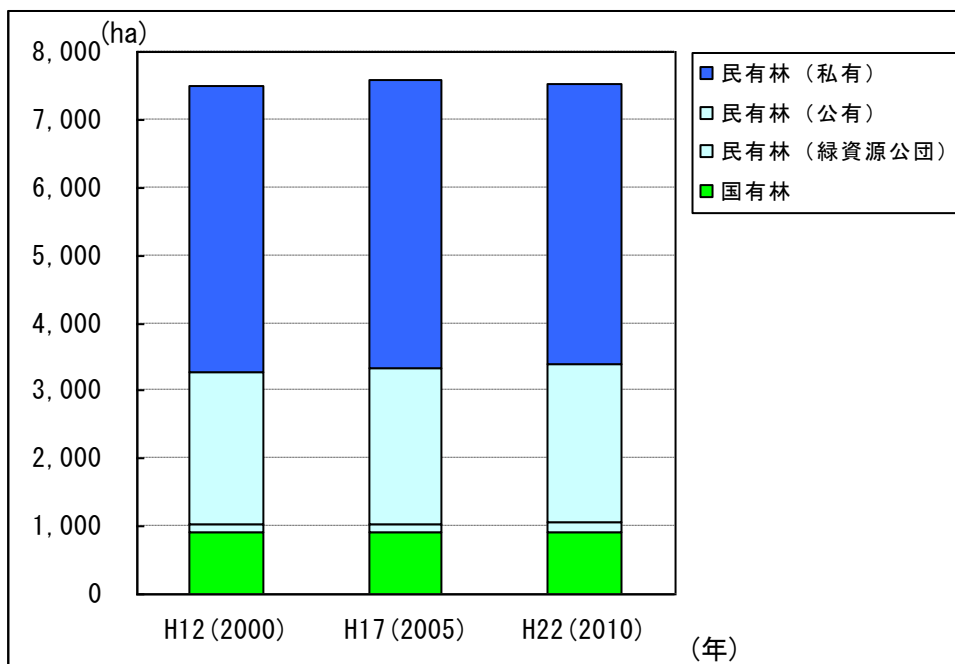
一方、国有林、民有林の面積はほぼ横ばいとなっています。

■農地(経営耕地)面積の推移



出典：世界農林業センサス（平成 2 年、平成 7 年、平成 12 年、平成 17 年、平成 22 年版）
前橋市統計書 5 農林業（平成 24 年版）

■林野面積の推移



出典：世界農林業センサス（平成 12 年、平成 17 年、平成 22 年版）

(3) 緑化の現況

① 主な公共施設の緑化現況

緑化（率）の高い浄水場・受水施設※

公共施設における緑化状況は、浄水場・受水施設の緑化率が55.1%で最も高く、逆に中学校の緑化率は7.7%と最も低くなっています。

■ 公共施設の緑化状況

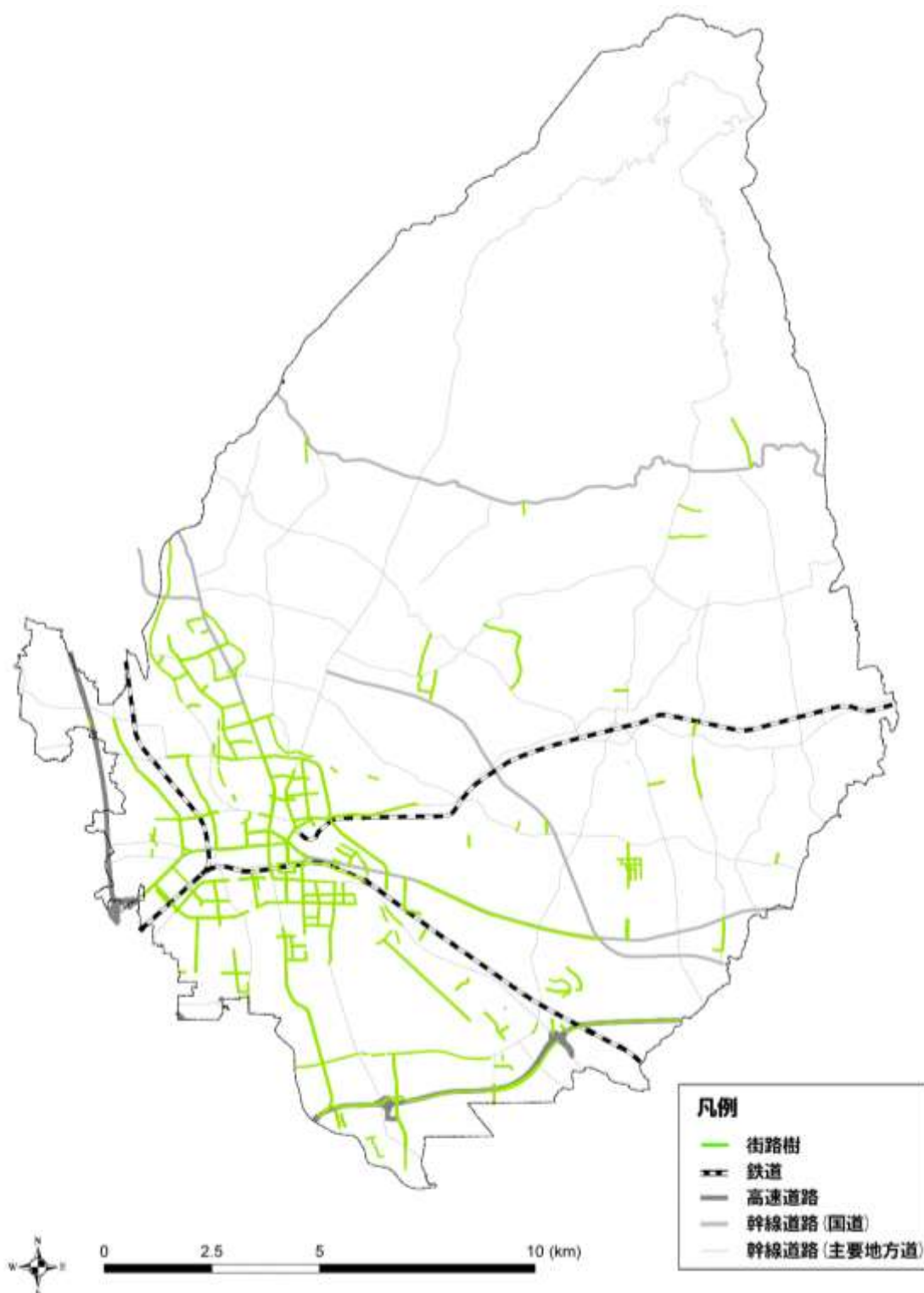
区 分	箇 所	敷地面積 (㎡)	緑地面積 (㎡)	緑化率 (%)
小学校	52	973,864.7	111,297.1	11.4
中学校	25	718,844.2	55,181.3	7.7
高等学校	15	621,445.5	146,263.8	23.5
幼稚園	5	26,475.4	4,116.3	15.5
盲・聾・養護学校	8	101,332.4	22,466.8	22.2
短期大学	6	432,596.4	152,669.0	35.3
大学	6	561,070.2	167,584.3	29.9
市立保育所	23	89,447.5	11,410.6	12.8
浄水場・受水施設	11	123,633.6	68,177.7	55.1
その他の公共公益施設	142	2,653,224.5	940,298.0	35.4

②道路の緑化現況

市内の道路は、国道で 907 本、一般県道で 971 本、主要地方道で 2,099 本、市道で 12,008 本、合計 15,985 本の街路樹が沿道に植栽されています。

樹種別にみると、ハナミズキが 3,351 本で最も多く、次いでイチョウ 2,855 本、サクラ 951 本の順となっています。

■道路緑化現況図



③民有地の緑化現況

緑化協定は 13 地区・99.40ha

緑化協定は、協定地区内における建築物の敷地、構造、用途、形態、意匠、または建築設備などに関する基準を定め、住宅地として良好な環境を維持、増進することを目的とするものです。

平成25(2013)年3月現在、下川淵住宅団地、下大島団地等の13地区、面積99.40ha、戸数2,909戸の住宅地と協定が締結されています。

■緑化協定締結状況

番号	協定名	事業主体	許可年月日	面積 (ha)	戸数 (戸)
1	芳賀北部団地建築並びに緑化協定	前橋工業団地造成組合	S58.11.30	15.42	537
2	細井住宅地区建築協定	民間	S50.6.11	3.18	95
3	上毛開発天川台第18次分譲地建築協定	民間	S50.6.11	3.46	125
4	下川淵住宅団地緑化協定	群馬県企業局	S54.12.26	26.00	616
5	下川第二住宅団地緑化協定	群馬県企業局	S57.9.17	4.00	111
6	下大島団地緑化協定	群馬県住宅供給公社	S58.7.27	9.79	269
7	芳賀東部団地建築並びに緑化協定	前橋工業団地造成組合	S61.1.30	7.52	156
8	城南住宅団地緑化協定	前橋工業団地造成組合	S62.2.2	13.22	510
9	上細井団地建築協定	群馬県住宅供給公社	S62.2.2	4.18	115
10	前橋萱野住宅団地建築並びに緑化協定	群馬県企業局	S62.8.26	9.36	263
11	下大島第二団地緑化協定	群馬県住宅供給公社	S63.9.26	1.98	62
12	清里前原住宅団地建築並びに緑化協定	前橋工業団地造成組合	H2.5.24	1.14	44
13	清里前原住宅団地(第2地区)建築並びに緑化協定	前橋工業団地造成組合	H7.12.31	0.15	6
			合計	99.40	2,909

2 計画改定の背景

2-1 緑を取り巻く社会状況

(1) 国の動向

社会の成熟化、市民の価値観の多様化、社会資本の一定程度の整備等の社会状況の変化を背景として、緑とオープンスペースのポテンシャルを最大限引き出すことを重視する新たなステージに移行すべきとして以下の重視すべき観点を提示しました。

●緑のストック効果^{*}の向上

緑の多面的な機能（景観形成、気象緩和、生物多様性^{*}保全、防災、レクリエーション、体験・学習・交流、にぎわい等）をまちづくり全体の中で使うこと・活かすことが求められています。

これまでの考え方	これからの考え方
<ul style="list-style-type: none">整備、面積の拡大を重視都市公園の中だけでの発想	<ul style="list-style-type: none">使うこと活かすことを重視都市全体、まちづくり全体の視野での発想

●民との連携促進

地域住民や市民団体などの民の主体とのパートナーシップ、公園運営への民間事業者参入、行政と市民をつなぐコーディネーターの育成など、緑とオープンスペースの利活用の活性化を促進する多様な主体との連携体制構築が求められています。

これまでの考え方	これからの考え方
<ul style="list-style-type: none">行政主体の整備、維持管理	<ul style="list-style-type: none">市民やNPO[*]等の主体的な活動を支援民間施設との積極的な連携官民共創PFI、Park-PFIの活用

●都市公園の柔軟な活用

都市経営の視点からの公園マネジメント、地域特性やニーズに応じた公園整備、公園特性に応じた多様な主体による公園運営など、より柔軟に都市公園を使いこなすための計画と運営が求められています。

これまでの考え方	これからの考え方
<ul style="list-style-type: none">硬直的な都市公園の維持管理の延長での公園運営	<ul style="list-style-type: none">地域との合意に基づく弾力的な運用まちづくりの一環としてのマネジメント長寿命化

(2) 緑に関わる法改正

都市における緑地の保全および緑化並びに都市公園の適切な管理を一層推進するとともに都市内の農地の計画的な保全を図ることにより、良好な都市環境形成することを目的に平成29（2017）年6月に都市緑地法等の一部改正が行われました。

◇ 都市緑地法

- 民間による市民緑地の整備を促す制度の創設
- 緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充
- 緑化地域^{*}の緑化率最低限度の基準の見直し
- 緑の基本計画の記載事項を拡充（都市公園の管理の方針、農地を緑地として政策に組み込み）

◇ 都市公園法

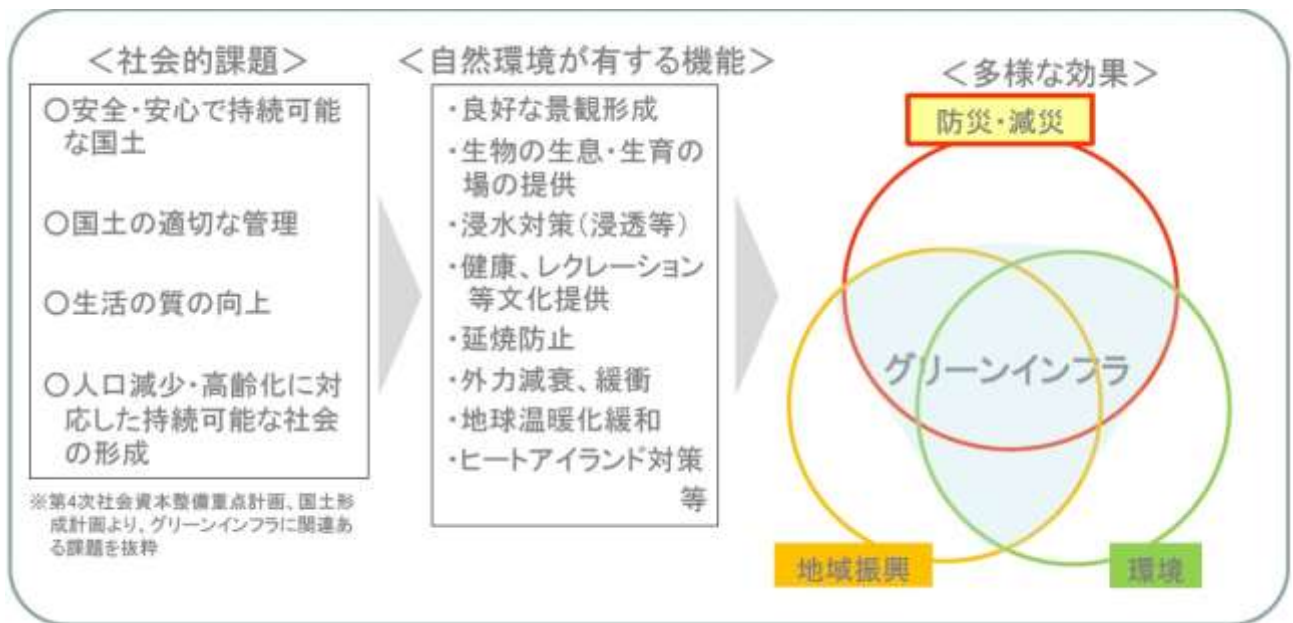
- 保育所等の社会福祉施設を都市公園の占用許可対象に追加
- 民間事業者による公園施設の設置許可期間の延伸公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設
- PFI事業^{*}により整備する公園の設置管理許可期間の延伸

◇ 生産緑地法、都市計画法、建築基準法

- 生産緑地地区の一律500㎡の面積要件を市区町村が条例で引き下げ可能に
- 生産緑地地区内で直売所、農家レストラン^{*}等の設置を可能に
- 新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設（建築規制、農地の開発規制）

(3) グリーンインフラ

グリーンインフラとは、国土形成計画（平成 27 年 8 月閣議決定）において、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるものです。第四次社会資本整備重点計画（2015 年 9 月閣議決定）、森林・林業基本計画（2018 年 12 月閣議決定）、国土強靱化基本計画（2018 年 12 月閣議決定）などの様々な文書においてグリーンインフラの推進が位置づけられました。



出典：国土交通省 HP

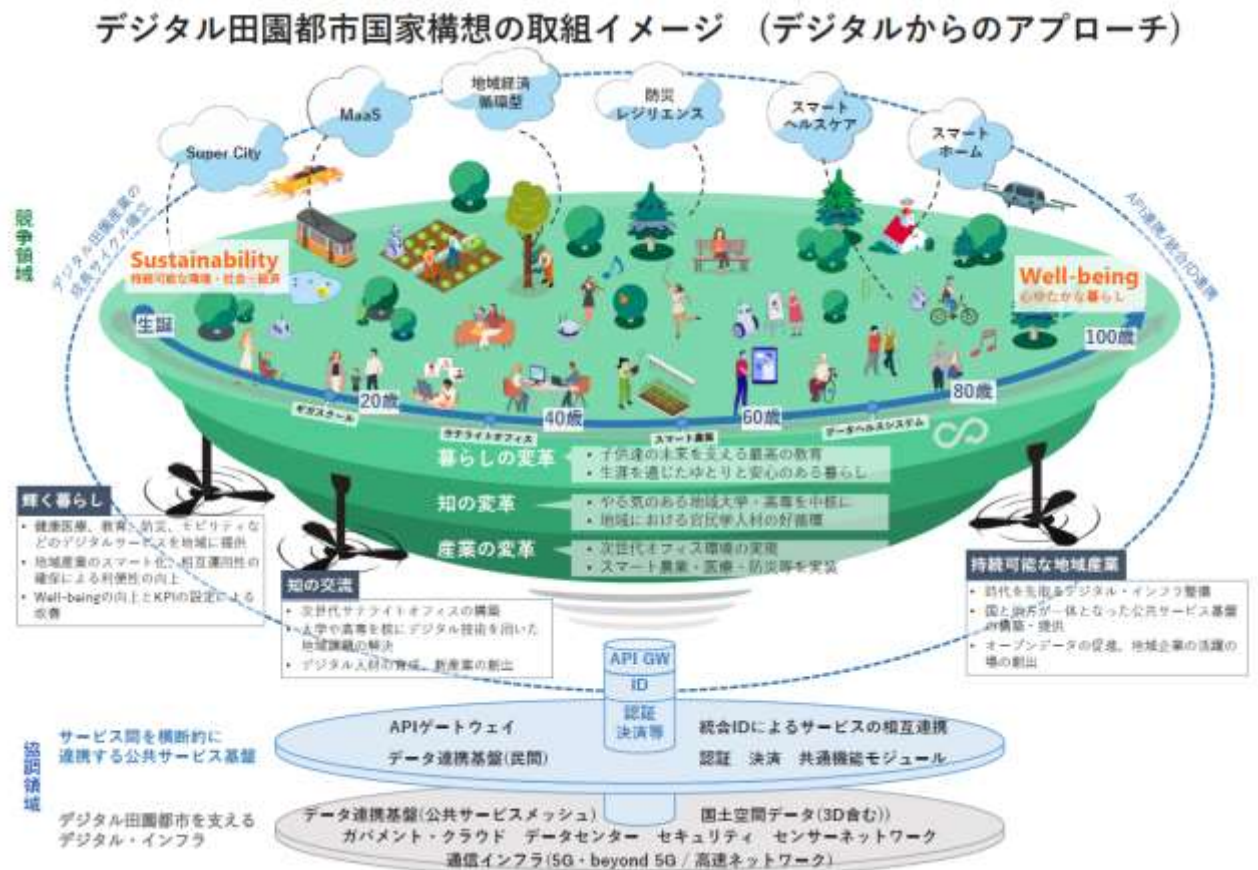
(4) デジタル田園都市国家構想

令和4（2022）年6月にデジタル田園都市国家構想基本方針が、同年12月にデジタル田園都市国家構想総合戦略が閣議決定されました。

地方を中心に、人口減少・少子高齢化、過疎化・東京圏への一極集中、地域産業の空洞化といった課題に直面しています。

地方活性化が求められる中で、デジタルの実装を通じ、地域の社会課題の解決と魅力の向上を図っていくことが重要です。デジタル技術の活用により、地域の個性を活かしながら、地方の社会課題の解決、魅力向上のブレイクスルーを実現し、地方活性化を加速させます。

国は地方の取組を支援し、地方は自主的・主体的に構想の実現に向けた取組を推進し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指します。



出典：内閣官房 HP

(5) 国連の持続可能な開発目標

平成 27（2015）年の 9 月、ニューヨーク国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

この目的は、国際社会が令和 12（2030）年までに貧困を撲滅し、持続可能な社会を実現しようとするもので、それに向けて 17 の目標（ゴール）が持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）として設定されました。

この 17 の目標のうち、緑政策に関連するものとしては、「目標 13：気候変動に具体的な対策を」および「目標 15：陸の豊かさを守ろう」が挙げられています。

目標 13 では気候変動とその影響に対処するだけでなく、気候関連の危険や自然災害に対応できるレジリエンス（復元力、強靭さ）を構築するための緊急対策が必要であるとしています。

また目標 15 では森林等の自然の生息地の劣化を食い止め、生物多様性の損失に終止符を打つとしています。



出典：国際連合広報センターHP

2-2 前橋市上位計画や関連計画における緑の位置づけ

■ 第七次前橋市総合計画 2021年度改訂版

- 「水と緑にあふれる豊かな自然環境をはじめとするまちの誇りや可能性を受け継ぎ、磨き育て、新たな価値を生み出しながら、将来を担う子や孫たちの世代に未来への襷として繋いでいく」ことをまちづくりの基本理念とし、将来都市像『新しい価値の創造都市・前橋』の実現を目指しています。
- 「都市的土地利用と自然的土地利用の適正な配置の組合せによる調和の取れた土地利用を推進する」ことを土地利用の方針とし、本市の郊外部においては、自然環境の保全や営農環境と調和した集落形成に努めています。
- 推進計画では、重点施策として「環境配慮型社会の形成」を位置付け、「地球温暖化の抑制、環境負荷を低減した循環型社会の実現により、恵み豊かな自然を活かした良好な生活環境を構築する」ことを目標としています。

■ 前橋市都市計画マスタープラン 2020

- 政策テーマ別構想の中では、生態系^{*}の保全、緑化の推進、都市公園や街路樹の適正配置、親水空間整備、集落のかしぐねや防風林の保全の方針を示しています。
- 分野別構想の土地利用方針の中で、大規模公園等を利用者のニーズに合わせた憩いの空間とする方針が示されています。
- 分野別構想の水と緑の整備・保全の方針の中で「前橋らしい風土を継承する」「緑の豊かさが感じられるまちをつくる」「水と緑を楽しむ文化を広げる」「公園・緑地等の整備・保全方針」が示されています。

■ 前橋市環境基本計画

- 前橋市環境基本計画では、目指すべき将来の「まち」の姿として、5つの環境像を掲げています。その一つが「快適環境の創造」であり、水や緑、歴史等の環境資源が有効に活用され、快適な環境が創出されるまちを目指しています。この実現に向け、水辺空間の保全・改善や緑地の保全・育成などの施策において「前橋市緑の基本計画」と連携して推進することとしています。

■ 前橋市景観計画

- 景観形成方針として、田園風景の継承、古墳・かしぐねといった多様な景観資源の継承、河川景観と湖沼景観の保全、プラタナスやケヤキの並木など地域のランドマークとなる樹木群や大木の保全、前橋の顔としての品格を放つケヤキ通りの再生などをあげています。

2-3 市民の緑に対する意識（市民アンケート調査結果）

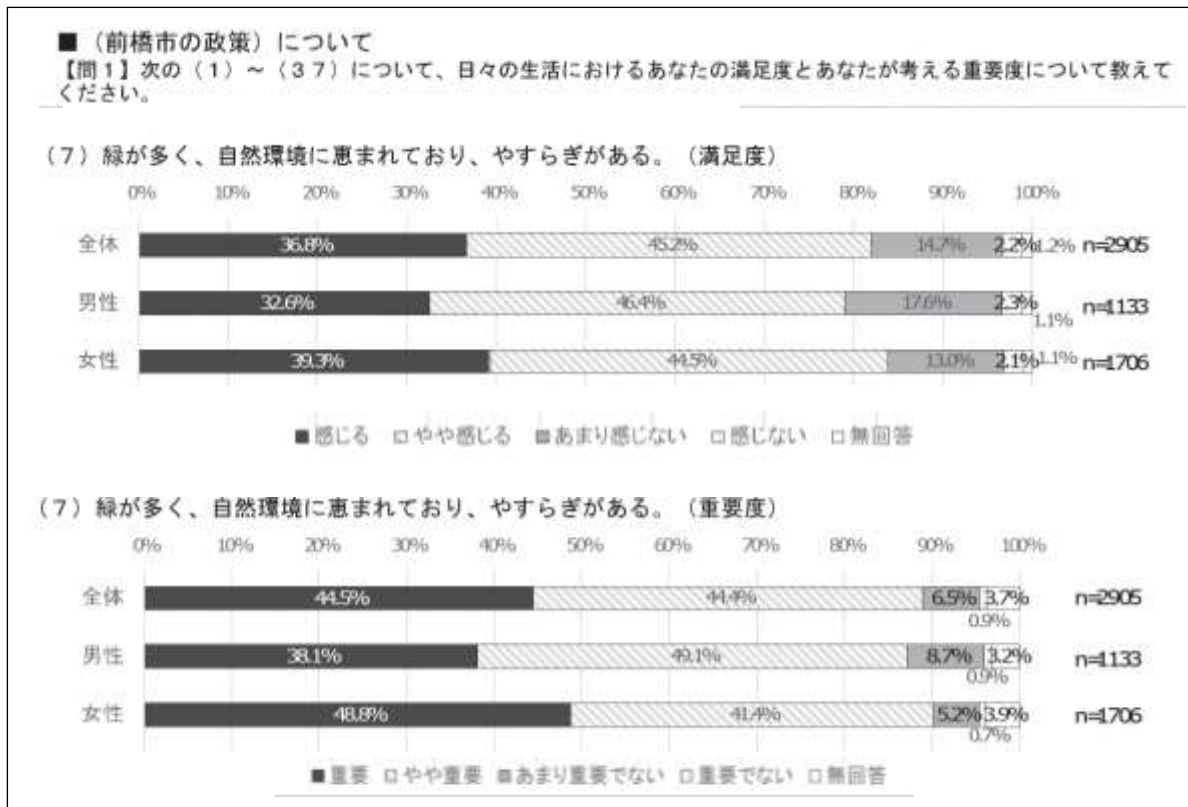
■ 第17回市民アンケート調査概要

調査期間	平成28（2016）年9月1日～20日（20日間）
調査対象者	15歳以上の市民 5,000人
調査地域	前橋市全域
抽出方法	住民基本台帳から地区別、性別、年齢別人口比率を考慮し無作為に抽出
調査方法	郵送による配布、郵送とWebによる回収
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前橋市の施策についての満足度と重要度を問う項目（①） ・ 第六次総合計画の分野別計画に関する6項目（②～⑦） ・ 総合満足度を問う項目（⑧） <ul style="list-style-type: none"> ①前橋市の政策について ②暮らしの基盤・安心安全について ③環境との共生について ④健康・福祉について ⑤産業活力について ⑥教育分野について ⑦協働・行政経営について ⑧暮らしやすさについて
回収数	2,905人
回収率	58.1%

■ アンケート結果概要（緑に関する項目）

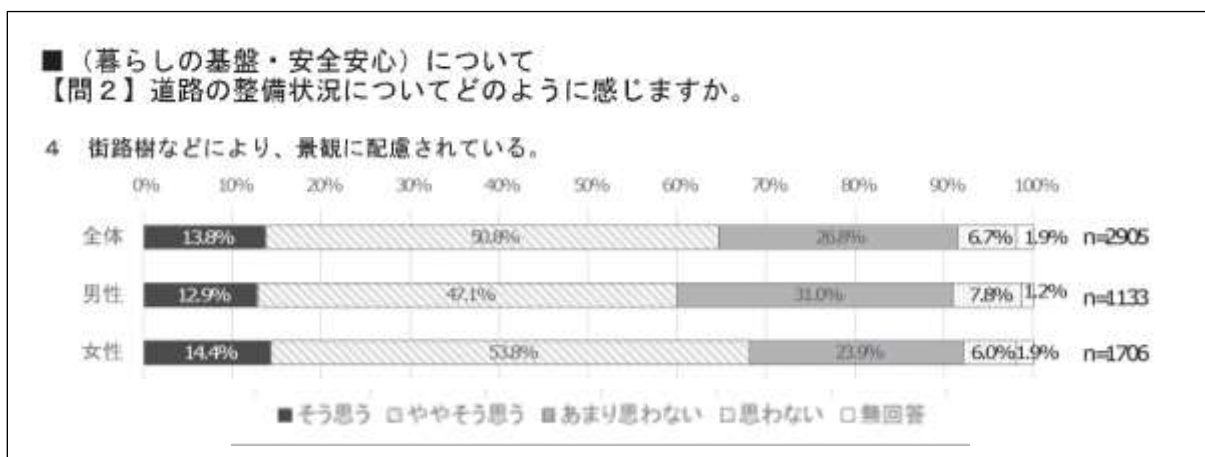
- ・ 緑に関する満足度は高く、重要性も認識している

「緑が多く、自然環境に恵まれており、やすらぎがある」という項目に対する満足度は「感じる」「やや感じる」と答えた人は 82.0%、また重要度は「重要」「やや重要」をあわせると 88.9%となっており、多くの市民は緑に満足しているとともに、重要性を感じています。



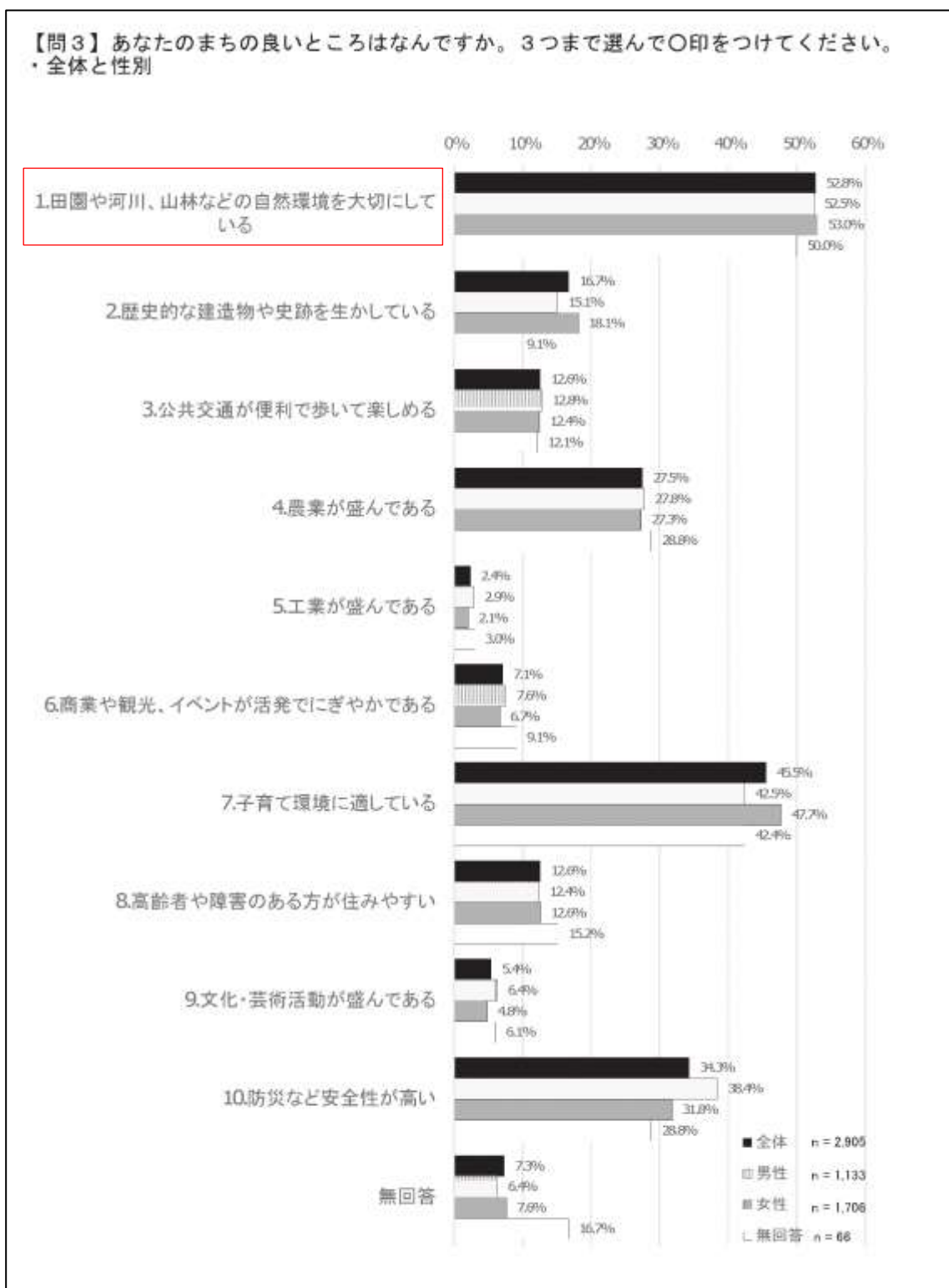
- ・ 街路樹など景観に配慮した緑を実感している

道路の整備状況について、「街路樹などにより景観に配慮されている」という項目に対して、「そう思う」「ややそう思う」と答えたのは 64.6%と高い結果となっています。



- 自然環境を大切にしているまちと感じている

自分のまちの良いところとして、「田園や河川、山林などの自然環境を大切にしている」と回答した人が最も多く52.8%となっています。



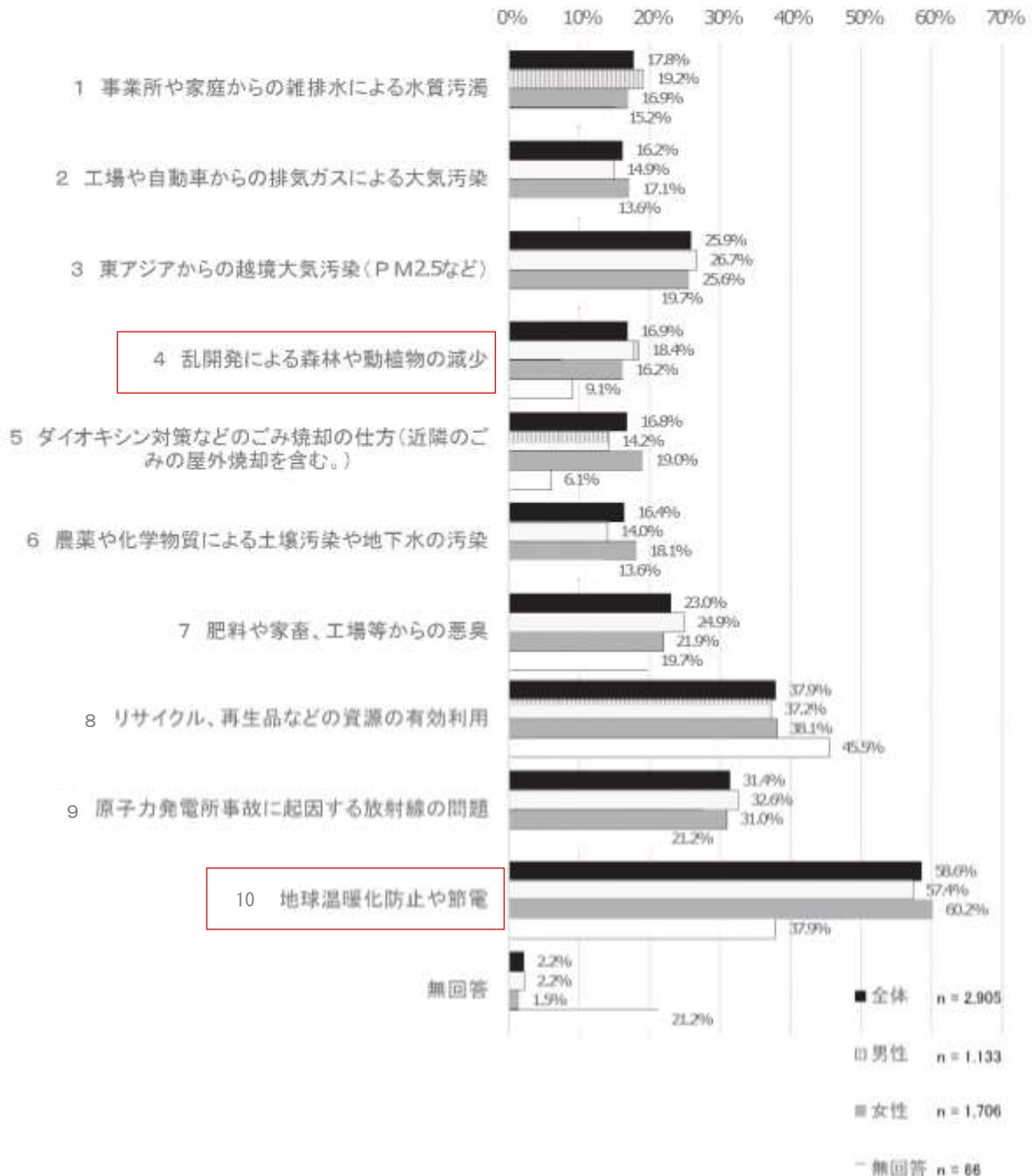
• 地球温暖化[※]への関心が高い

「地球温暖化防止や節電」に関心があると答えた人が 58.6%と最も多くなっています。
また「乱開発による森林や動植物の減少」は 16.9%となっています。

■（環境との共生）について

【問4】日々の生活における環境問題で、あなた自身が特に関心のあるものは何ですか。
3つまで選んで○印をつけてください。

・全体と性別



- 道路脇の雑草・樹木の管理、他世代が利用できる公園、緑が多く安らぎのある生活が送れるまちづくりが望まれている。(自由記述)

■ 今後の前橋市のまちづくりについての提案・意見等(自由記述方式)
(※緑に関するものを抜粋)

- 道路脇の雑草の除草、樹木の剪定をしてほしい
- 公園が少ないので子どもから高齢者までが利用できるような公園を作ってほしい
- 緑が多く、空気も水もきれいで、安らぎのある生活が送れるようなまちづくりをしてほしい

3 前計画の評価と計画改定の視点

前行計画についての「評価」と「水と緑のまちをつくる審議会の意見」、「社会動向から見た留意点」を踏まえ、改定の視点を抽出しました。

基本方針1 水と緑の風土づくり

施策	評価	審議委員からの指摘	社会動向から見た留意点
(1) 前橋固有の歴史と風土を形成する水と緑の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> 歴史ある緑の把握は進んでいるが、景観維持、環境保全、観光振興の側面からの適正な管理・更新や活用を進めることが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 顔づくり、郷土景観など類似の施策の再整理が必要。 前橋駅北口は、水と緑のまち、県都の駅前として風格ある景観づくりが期待されている。 	<p>【公園緑地のストック効果向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市のシンボルや風格の形成 歴史的な景観の伝承 <p>【民との連携促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民有緑地の管理支援
(2) 郷土景観の骨格を成す水と緑の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> 樹林地は保安林で守られているが、今後どのような樹林地として維持するのか整理が必要。 特別緑地保全地区等の地区指定は緊急度・重要度の精査を行い実施の是非を判断することが必要。 		<p>【自然気象・災害への強靭さ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林の防災機能の保全 <p>【生物多様性の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> エコロジカルネットワーク※形成
(3) 都市の変遷を伝える水と緑の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> 前橋の顔づくりに資する水と緑の整備は重要であり、街路樹の更新等も含め施策を継続する必要がある。 		

改定の視点

都市の価値を高める

- 前橋らしい都市の美観、風致を維持するため、品格を放つケヤキ通りや街路樹の適正な更新、広瀬川沿いの環境整備などにより、前橋の顔をつくります。

地域特性の継承

- 社寺林やかかしぐね、多様な河川・湖沼の景観など、前橋の郷土の景観をつくる水と緑を守ります。

基本方針2 水と緑の環境基盤づくり

施策	評価	審議委員からの指摘	社会動向から見た留意点
(1) 市街地の環境を守る水と緑の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> 市街地のあるまとまりある緑地や水辺は、景観維持、環境保全の側面から、保全と適正な管理を促進することが必要。 風致地区等の地区指定は緊急度・重要度の精査を行い実施の是非を判断することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性保全の社会動向を踏まえた計画改定が必要。 産業振興として農地保全だけでなく、農業施設に関する取り組みを入れられないか。 農業の活用に関する施策も入れるべき。 田園部では緑地をゾーニングして管理しないと生き物とのすみ分けができない。 	<p>【公園緑地のストック効果向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑による良好な風致の保全 森林や農地の多面的な活用（観光、教育） <p>【民との連携促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民有緑地の管理支援 <p>【自然気象・災害への強靭さ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ヒートアイランド現象※を緩和する緑の保全や緑化 森林の防災機能の保全 <p>【生物多様性の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> エコロジカルネットワーク形成
(2) 市街地をとりまく広大な農地の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> 近年は農地転用の増加や宅地開発、工業団地造成などにより農地が減少しているが、今後も景観、環境、観光、教育などで重要な緑であるため、農政部局と連携し保全・活用を進めることが必要。 		
(3) 赤城山麓の多様な水と緑の保全・再生・活用	<ul style="list-style-type: none"> 樹林地は保安林で守られているが、今後どのような樹林地として維持するのか整理が必要。 生態系ネットワーク※は、部分的なビオトープ※整備は進んでいるが、野生鳥獣害対策も考慮しながら広域的な自然環境のつながりを守っていくことが必要。 		

改定の視点

都市の価値を高める

- 市街地のまとまりある緑や周辺にひろがる農地は、都市の環境保全や景観形成やレクリエーション、教育など、市民の豊かな暮らしに役立つ資産として保全・活用を進めます。

地域特性の継承

- 前橋市の豊かな地域文化の形成、レクリエーションの場、生き物とのふれあい等、市民に恩恵を提供してきた生物多様性を守ります。

民との連携強化

- 民有地の緑を前橋の資産として、官民連携で守り育みます。

基本方針3 水と緑の生活空間づくり

施策	評価	審議委員からの指摘	社会動向から見た留意点
(1) 身近な水と緑のふれあいの場の整備	<ul style="list-style-type: none"> 公園整備は着実に進んできたが、今後は現在の公園利用ニーズに応じた現状施設の更新や機能再編に重点を置いて取り組むことが必要。 市民緑地の整備など民の資源を活かしたオープンスペースの確保の検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 公園は維持管理だけでなく、活用面から運営の魅力を高める。 民間事業者が収益を上げて質の高い管理ができる公園の導入。 市街地の緑のネットワーク形成が必要。 増やすだけでなく維持管理・更新が重要。 散歩や自転車など健康まちづくりが必要。 自然気象・災害への対応は重要。 	<p>【公園緑地のストック効果向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな公園利用ニーズにあった公園機能の更新 <p>【民との連携促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民との協働による緑創出・管理
(2) 緑の拠点の形成	<ul style="list-style-type: none"> 今後、一般財源だけで拠点公園を整備することは困難であるため、Park-PFI※など新たな制度を活用した公園整備も必要。 		<p>【都市公園の柔軟な活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な主体による公園運営 市民緑地の整備
(3) 水と緑と花のある市街地の形成	<ul style="list-style-type: none"> 新たな緑化重点地区※についての計画はないが、今後も関連部局と連携して必要に応じ検討する。 緑の適正な管理（保全・更新）により緑の質の維持・向上を図っていくことが必要。 		<p>【自然気象・災害への強靭さ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ヒートアイランド現象を緩和する緑化 災害時の一時避難場所、避難路の安全性確保
(4) 水と緑の散歩道ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> 景観まちづくりや観光まちづくりと連携し、市内に点在する緑の資源を活かす魅力あるスポット整備とネットワーク化が必要。 		<p>【生物多様性の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> 街中のエコアップ
(5) 公園・道路の緑による安全なまちの形成	<ul style="list-style-type: none"> 災害に強いまちづくりとして、今後も公園の施設更新とあわせ、継続的に防災機能を高めていくことが必要。 		
(6) 震災等の教訓に学ぶ防災ネットワークの形成			

改定の視点

<p>都市の価値を高める</p> <ul style="list-style-type: none"> 今ある緑を適正に管理（保全・更新）し、質の高い緑を維持します。 緑をレクリエーション、健康づくり、子育て、防災、にぎわいづくりなど多様なまちづくりに活かします。 <p>都市公園の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園ごとの特性や地域のニーズに合わせて公園を再整備します。 拠点的な公園は Park-PFI などの手法を通じて民間活力を発揮しやすい状況を整えて、まちのにぎわいづくりに活かします。 <p>民との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 民有地の緑化推進、民有地のオープンスペースとしての利用など、緑の保全・創出・更新にあたり官民連携を促進します。
--

基本方針4 水と緑のしくみづくり

施策	評価	審議委員からの指摘	社会動向から見た留意点
(1) 協働による水と緑のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 今後も公園愛護会活動を推進するが、都市緑地法「緑の担い手として民間主体を指定する制度」の活用など新たな担い手育成が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> オープンガーデン※ コンテストなど、緑化意欲を増すしかけが必要。 子どもの教育が重要である。 産官学民連携の視点ががあると良い。 	【民との連携促進】 <ul style="list-style-type: none"> 多様な主体による緑のまちづくりと管理運営 緑の情報の共有 緑のサポーターの育成 都市緑地法の新たな緑の担い手制度の活用
(2) 水と緑を育む意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> 啓発活動は各種実施しており、市民に「水と緑のまち」という認識が浸透しているが、今後も引き続き啓発活動は必要。特に子どもや緑に関心の低い市民に緑の価値を伝える活動が重要。 		
(3) 水と緑の活動を支える人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> 官民連携で緑のまちづくりを推進するため引き続き人材育成が必要だが、「みどりのインストラクター※」については、群馬県が行っている「緑のインタープリター※」との関連を整理が必要。 		
(4) 水と緑のまちづくりを支える制度の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 緑化マニュアルの整備などは必要だが条例や基金などの制度創出は困難。 産官学民連携など、前橋市の人材・組織を活かした官民連携体制構築が重要。 		

改定の視点

民との連携強化

- ボランティアだけでなく、市民団体との協働、事業者のCSR活動※、大学との連携など、産官学民で緑のまちづくりを推進します。

緑の価値の共有

- 子どもや緑に関心の低い市民に緑の価値を伝えます。
- さまざまな機会を通じて日常生活における緑との関わりを深めます。